

## 知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則

(平成18年3月28日 規則第4号)

改正 平成20年 1月31日規則第1号

改正 平成21年 5月27日規則第3号

改正 平成24年 3月30日規則第1号

改正 平成27年 2月25日規則第3号

改正 平成27年12月24日規則第8号

改正 平成29年 2月27日規則第1号

改正 平成30年 3月23日規則第5号

改正 平成31年 2月 1日規則第2号

改正 令和 3年 3月30日規則第6号

改正 令和 6年 3月29日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第78条の2第1項、第79条第1項及び第115条の12第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項及び法第79条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

3 広域連合長は、法第78条の2第1項、第79条第1項及び第115条の12第1項の規定による申請又は法第78条の12及び第115条の21において準用する法第79条の2第1項の規定による申請があった場合は、指定又は指定の更新

の適否を審査し、指定又は指定の更新をすることを決定したときは指定・指定更新通知書（様式第1号）により、指定又は指定の更新を行わない場合にあっては不指定・指定不更新通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（指定の取消し等）

第3条 広域連合長は、法第78条の10、第84条及び第115条の19の規定により指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、指定取消・停止通知書（様式第3号）により、当該事業者へ通知するものとする。

（県等への情報提供）

第4条 広域連合長は、第2条第1項に規定する指定、同条第2項に規定する指定の更新、法第78条の2の2第5項、第78条の5各項、第115条の12の2第5項及び第115条の15各項の規定による届出又は施行規則第131条の13の2第1項の規定による届出の受理（以下「処分等」という。）をしたときは、県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該処分等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定及び指定の更新の年月日並びに指定の有効期間満了日
- (4) 変更、廃止、休止、再開又は指定の辞退の年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 利用定員、登録定員、入居定員又は入所定員
- (7) 運営規程
- (8) 介護保険事業所番号
- (9) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (10) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

（委任）

第5条 この規則に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業者等の指定等

に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 広域連合長は、この規則の施行の日前においても、指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている届出書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された届出書とみなす。

附 則（平成24年規則第1号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている届出書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された届出書とみなす。

附 則（平成27年規則第3号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成27年規則第8号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成２９年規則第１号）

- 1 この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成３０年規則第５号）

- 1 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成３１年規則第２号）

- 1 この規則は、平成３１年３月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により提出されている届出書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により提出された届出書とみなす。

附 則（令和３年規則第６号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和６年規則第２号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

指 定 ・ 指 定 更 新 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

知多北部広域連合長



下記のとおり指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定・指定更新したので通知します。

記

- 1 事業者の名称等
  - (1) 事業者の名称
  - (2) 代表者の職・氏名
- 2 事業所の名称等
  - (1) 事業所の名称
  - (2) 事業所の所在地
  - (3) 介護保険事業所番号
  - (4) 事業の種類
- 3 指定年月日等
  - (1) 指定年月日
  - (2) 指定有効開始年月日
  - (3) 指定有効期限

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第2条関係）

不 指 定 ・ 指 定 不 更 新 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

知多北部広域連合長



年 月 日付けでありました指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定・指定更新申請につきましては、下記のとおり指定・指定更新をしないことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 申請者の名称等
  - (1) 申請者の名称
  - (2) 代表者の職・氏名
- 2 事業所の名称等
  - (1) 事業所の名称
  - (2) 事業所の所在地
  - (3) 事業の種類
- 3 不指定・指定不更新の理由

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第3条関係）

指 定 取 消 ・ 停 止 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

知多北部広域連合長



下記のとおり指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を取消・停止しましたので、通知します。

記

- 1 事業者の名称等
  - (1) 事業者の名称
  - (2) 代表者の職・氏名
- 2 事業所の名称等
  - (1) 事業所の名称
  - (2) 事業所の所在地
  - (3) 事業の種類
- 3 取消・停止の理由
- 4 取消年月日
- 5 停止の期間

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。